

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	住宅宿泊事業者等情報の警察等への外部提供に係る実施状況について（報告）
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

（担当部課：健康部衛生課）

1 住宅宿泊事業者等情報の警察等への外部提供に係る実施状況

住宅宿泊事業者等情報の警察等への外部提供に係る実施状況については、次のとおりである。

【対象期間：平成30年5月から12月まで】

- (1) 捜査機関・裁判所・弁護士会等が、法令に基づいて行う照会等に対して回答する場合に行う外部提供（新宿区個人情報保護条例第12条第2項第4号関係 事前一括承認基準に基づくもの）・・・2件（詳細は資料47-1のとおり）

- (2) 上記（1）以外の場合に行う外部提供（平成30年度第2回本審議会承認事項に基づくもの）・・・0件